平成16年7月6日

第11回

「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録

文京区企画政策部

「開 会」(18:40)

森田会長 それでは、定刻を過ぎましたので、第11回「文の京」の区民憲章を考える区民会議 を開会いたします。きょうは、お暑い中お集まりいただきましてありがとうございました。

まず最初に、委員のご退任があったということでございますので、事務局の方からご報告をお願いいたします。

久住幹事 改めまして、皆様こんばんは。事務局の久住です。本日もよろしくお願いいたします。

初めに、公募委員の吉田端志委員ですが、勤務地が北海道の函館市の方に転勤をされたということで、やむを得ず区民憲章区民会議委員を辞職する旨のお申し出がございました。吉田委員の方から、6月30日付で委員の辞職願をお出しいただいて受領したところでございます。なお、公募委員ですので、委員の補充は行わないで、このまま進めさせていただきます。

吉田委員については、先日こちらの方にお見えになりまして、急なことで皆さんにごあいさつできないのが残念ですが、よろしくお伝えください。また、本日も北海道の方に行かれて調整をされているということでしたので、会えないのは残念ですということでございました。

それから、引き続き本日の委員の出欠でございます。村松委員、佐藤委員、伊藤委員からご都合によりご欠席との連絡をいただいてございます。須藤委員はおくれていらっしゃるということでご連絡をいただいてございます。

次に、本日の配付資料ですが、お手元に第11回「文の京」区民憲章を考える区民会議の次第、 それから第9回「文の京」区民憲章を考える区民会議録、さらに委員の変更がございましたので、 「文の京」区民憲章を考える区民会議の委員名簿をおつけしてございます。

本日会議の資料といたしまして資料30号、それから資料31号を事前にお送りいたしました。お手元にない場合は事務局の方に若干用意してございますのでお申し付けいただければと思ってございます。

事務局の方からは以上でございます。

森田会長 ありがとうございました。

それでは、お手元の次第に基づいて議事を進行していきたいと思います。

まず、2の、第9回「文の京」の区民憲章を考える区民会議録についてでございますが、これ につきまして事務局の方からご説明お願いいたします。

久住幹事 それでは、お手元の次第の第9回「文の京」の区民憲章を考える区民会議録につきましては、既に皆様方から内容のご確認をいただいてございますので、昨日からシビックセンター2階の行政情報センターで公開をさせていただいてございます。

以上です。

森田会長 それでは、次第の3に入りますが、区民会議の最終報告に向けた検討についてとい

うことで、最初に事務局から、きょう配付されました資料のご説明をお願いいたします。

久住幹事 それでは、まず、資料31号の区民憲章最終報告素案、A4の縦長の6ページ物でございますが、事前にお送りしいたました。

それから、資料30号は、A 3 のちょっと大きなものなんですが、細かい資料でしたので、大き目の資料として作成をさせていただきました。こちらについて、事務局の方から、ちょっと長くなりますが、計画も含めてお話しをさせていただき、どのような形で、こうして最終報告の素案を検討したのかということについてご報告申し上げます。

なお、この資料ですが、30号の方の一番左側に「最終報告の素案」と書いてある部分が、中間のまとめからどのような形で削除をし、どのようなものを盛り込んだのかについてお示しをしたのですが、二重線や太線で入れた部分が非常に読みにくいと思いましたので、最終的な案はどのような形になるかというものを31号でお示しをしたものでございます。30号と31号をごらんいただきながらお聞きいただければと思います。

この間、5月17日の会議で、区民の皆様から5月7日までにいただいた区民意見を検討してまいりました。5月28日までに最終のまとめに対する委員の皆さんからのご提案を修正案としていただいたところです。これをもとに6月11日、第10回の区民会議で修正案をお出しをし、前回は、この前提となる考え方、区民憲章の全体にかかわる部分についてこの場でご検討いただきました。その場で最終的な素案のようなものについて、会長、副会長、事務局で提示をしてもらった方がよいというご提案がありましたので、素案の検討を行いました。何点か、この前提とした考え方がございます。

1つは、委員の皆様から修正の指摘を最大限に生かす方向で検討をしてまいりました。

2 つ目としまして、区民の皆様からわかりやすい言葉で書いてほしいという趣旨がありました ので、わかりやすい言葉を使用するように努めました。

それから、これまで検討をしてまいりました会議の趣旨、言葉の内容等の趣旨を最大限に生か していこうと、このような形で進めてまいりました。

さらにこれは、条例として議会の方にお諮りいたしますので、条文とした場合に、このままなるべく条文となるようにということで検討をしてまいりました。

例えば、重複したものについては、なるべく整理をしてわかりやすくすることなどです。

それから、それぞれの権利ですとか責務については、重複している部分もあるんですが、ここについては最終報告ですので、ある程度わかりやすくするため重複があっても明示した形となってございます。

それでは、30号に基づきまして、ちょっと長くなるんですが、どのような形で修正をしたのか についてご説明申し上げます。

前文についてはわかりやすい言葉とすること。これは3つの視点から検討をしました。1つは

短い文章とすること。身近な言葉を使うこと。わかりやすい単語、言い回しを使うことによって、 わかりやすい言葉としていこう。それから、趣旨を生かすこと。それから最高規範についての言 及があったんですが、憲法との関係、例えば基本的人権はどうするのかというような形のご指摘 もありましたので、今回については、自治に関する基本条例という言葉を使わせていただいてご ざいます。

それから、2ページ、おめくりいただきまして1 - 1目的です。目的といたしましては、中間のまとめで第1案、第2案、をお示しをしたんですが、第1案と第2案を一緒にするような形で修正をいたしました。

それから、1 - 2、おめくりいただきまして3ページ、用語の定義についてです。先ほど申し上げましたとおり条例とした場合、正確な定義になるようにということで修正をいたしたものでございます。非営利活動団体、地域活動団体の言葉等を、改めて若干整理をしてございます。

それから 2 章、基本理念とした部分ですが、自治の理念と基本原則の両方を含むものなので、 「原則」という言葉を使用しました。

第1節は、協働・協治を2-1-1で使いましたので、この部分、1節については「自治の理念」ということで変更をしてございます。

それから2 - 1 - 1、協働・協治につきましては、公共的なという言葉を、わかりやすく「地域社会の課題の解決」というような形で修正をしたものでございます。

それから委員のご指摘も何点かございましたが、4ページに書いてございますように、公共的なを「地域社会の」と変更することにより、豊かな地域社会や区民の利益のためという条文をしっかりと規定するように配慮をいたしました。

それから、個人の尊厳と品格のある地域社会というような部分については、あえてここで出す ことはないのではないかということで最終報告案に、この部分については反映をさせてございま す。

第2節、基本原則です。ここは4つの項目から成っているんですが、この部分については、項目を委員の指摘に従って入れかえてございます。協働・協治の前提には参画し、お互いが協力することが必要と考え、旧2-2-4にありました参画と協力を一番前に持ってきてみました。

それから、2つ飛びまして、対等な立場の尊重、自己決定・自己責任の前にこの部分を持って きた方がすんなり納得できるのではないかというご指摘がございましたので入れかえてございま す。

それから、自己決定・自己責任の原則の中で、区においてはこの自己決定・自己責任が成り立つのかどうか、要するに区は、区民ニーズに従って施策を実施するという大前提があるので、どうなのかという指摘がありましたが、区も地方分権により、国や都から自立し、自己決定・自己責任のもとで活動する権能が与えられたということでこのままにしてございます。

それから、3章の、具体的に区民の権利、それから地域活動団体の権利、非営利活動団体の権利、利用者の権利の部分なんですが、これは区民の権利でお示しした内容についてそれぞれ検討をしました。

1つは「地域社会の一員」ということの方がわかりやすいのではないかということで、協働・協治の社会を創造する主体というよりは、「地域社会の一員」として統一をしたところでございます。

それから「尊重されるとともに」の表現につきましては、2 - 2 - 3 に「対等な立場の尊重」 があるため、重複を避けるため削除をいたしました。

それから区民の定義ですが、未成年者の規定をここで置いてあったんですが、未成年者についても区民の定義に、すべて含まれる。未成年者だけを取り上げるということよりも、未成年者も含めて幅広い区民を対象とするのだという考え方から、あえてここの部分については未成年者の部分を明記するより、「幅広い区民」の定義の中に含まれているという方が整合性があるのではないかと考えて、この部分については「幅広い区民を対象にしたいことから削除をしてございます。

それから、区の情報公開の問題なんですが、区政情報の公開については、区の情報公開条例が ございますので、情報を知る権利をその中で明示をしてございます。

また、この区民憲章の中では、区の情報だけではなく、さまざまな団体の情報を知ることを規定をしていくことが盛り込まれてございますので、それを権利としてまで規定できるのかという議論もございました。そこで権利ということではなくて、求めることができるという規定にしてございます。

それから、区民の責務の方なんですが、自主的・自立的な活動の尊重については前にも出てございますので、ここの部分については削除をいたしました。

それから、もう一つ、一番下の四角の中ですが、他人の権利を侵害しない限り、自分の選好に よる行動の自由が保障してあるということを修正にあたっての視点としました。

それから、協働・協治の考え方は個人もさまざまな地域活動に参加することを基本とすべきではないかという議論がありましたので、ここでは、「自主的な判断により参画します」という部分を残してございます。

それから、おめくりいただきまして6ページのところ、地域活動団体につきましても今申し上 げた区民の権利の中で、同じような形で整理をいたしました。

それから、非営利活動団体の権利や責務についても、非営利活動団体も公共的な活動の担い手であり、非営利活動団体の項目を、個別にこのまま設定をしてございます。

それから、「協働・協治の主体」については趣旨を変えずに、わかりやすい表現として、「地域社会の一員」と変更をいたしました。

あとの変更につきましては、区民の権利や責務のところでの視点と同じでございます。

それから、7ページのところで、事業者の権利や責務についても、基本的に今の考え方の中で 整理をしてございます。地域社会の一員として既に規定をしてございますので、「協働・協治の 社会を創造する主体」であるという事業者の責務の項目については削除をいたしました。

それからコンプライアンス、法令遵守については、事業者が事業を行う上で当然の義務である と考えて、あえて区民憲章に盛り込む必要はないのではないかと判断をし、ご指摘をいただいた 部分については盛り込んでございません。

4章では、区の責務のところです。中間のまとめでは執行機関の責務に持続可能で健全な行財 政運営を図りますという部分があったんですが、この部分につきましては、議会もその審議です とか予算の議決など、健全な区政が行われるように役割を果たしているため、6章であったもの を区の責務としてこちらに移動いたしました。移動した部分については、素案の中に 印で示し てございます。

それから、新公共経営や行財政改革のニュアンスを導入してはどうかというご指摘もあったんですが、区政運営の手法も新公共経営以外のさまざまな手法が今後出てくるのではないかと考えられます。そこで、ここでは、指摘の趣旨を生かしながら、持続可能で健全な区政運営を図りますということで規定をしてございます。

それから4 - 2、保証役としての役割ですが、他の主体との対等・平等の関係で規定できるように、その内容について具体的な状況を考えて、太線のところを入れてございます。

おめくりいただきまして8ページ、調整者や地域の担い手への育成については語句の統一を図ったものでございます。

それから第5章、区議会の責務ですが、ここの部分については、中間のまとめではあくまで参 考意見という形にしていたんですが、ここの部分についても本文に入れるべきであるというご意 見等を配慮いたしまして、参考意見ではなく、本文部分に入れてお示しをしてございます。

それから、第2節で書かれた部分につきましては、すべて二重線で消してあるんですが、これは第1節にまとめた部分でございますので、これを1つにまとめて、削除をしております。

それから、区議会の情報公開につきましては、行政情報の公開に既定があるため、この部分に ついては区の情報公開ということで含まれる、重複するので削除をしてございます。

おめくりいただきまして9ページ、6章の執行機関の責務です。執行機関につきましては、組織で仕事を進めておるため、常に社会情勢において柔軟な組織編制をすることが必要であることを新たに太字で盛り込んでございます。

執行機関の補助機関は常に簡素で機能的かつ柔軟な組織を目指しますという部分がそうです。 それから区長の責務については、文言の整理をいたしました。

それから、区職員の責務につきましても2文あったんですが、1文としてわかりやすく示した

ものでございます。

7章につきましては、各主体の情報の公開等、節ごとに各主体が入っていたんですが、これは わかりやすくするため「各主体」をとってございます。

7章につきましては、大きな変更を加えてはございません。11ページの7 - 2 - 2区への提案制度につきましては、言葉の修正をし、「適切に対応します」という言い切りの形にしてございます。

それから、おめくりいただきまして12ページです。ここの3節につきましては、山田委員のご指摘で、区を除く主体の主体的な意思の表明の姿が見にくくなっているので、区を除く主体を主語にした表現ができないのかという部分がございましたので、7 - 3 - 2パブリックコメントの部分で「区民等は」という主語で、この部分について規定をいたしました。計画の策定に関してということなので、区民としては、区が考えるより計画を幅広く意見を表明することができるという規定を盛り込みました。

それから7-3-3住民投票についてです。今後一般的な住民投票条例のものを制定するのか、 個別に定めるのかについては、あくまで個別の判断ということでいいのではないかといたしました。

それから、住民投票の取り扱いの結果についてのご指摘をいただいたんですが、住民投票条例を検討するに当たっては、当然これは盛り込まれるべき当然事項であるので、区民憲章ではここまで規定する必要はないのではないか。それから、基本的には個々の事例に応じて、投票資格等の要件を議案として議会に提出し、議決してもらうことで対応することになるということを含めて、7-3-3は中間のまとめの条文どおりの指摘といたしました。

最後13ページですが、7 - 4 - 3の「協働・協治の推進のしくみ」をつくりますということで 定めてございます。

それから最後に、7-4-4区における条例の尊重義務。区では条例として策定をいたしますので、この条例としての重みを受けとめ、提案の趣旨は実質的に確保するように施策を実施する 責務があるわけですが、ちょっとかたい話になりますけれども、条例間に上下関係を明確に形式 上つくることができないという一定自治法上の考え方もございますので、ここの部分については、 7-4-4については変えてございません。

委員の皆さんの意見を反映させることに最大限の重きを置きながら最終報告の素案について検 討したものです。ちょっと長くなりましたが、このような形で、本日お示ししたものでございま す。

以上です。

森田会長 ありがとうございました。

今お話がございましたように、委員の方のご意見をできるだけ反映する形で、また表現等の統

ーを図ってわかりやすくしてきたというものでございますが、きょうはこれについてご審議いただきたいと思います。それぞれご意見を寄せられた方の意見は、今ご説明があったような形でこの中に反映されているところもあろうかと思いますし、また、やはり難しいというところはその理由についての今ご説明があったところでございます。

一応この枠組みそのものにつきましては、既にご了解いただいて、それに基づいての条文についてのご意見が出たというふうに考えられますので、できれば順番に、表現その他について、これでよろしいかどうかということでご審議いただければと思いますが、そういう進め方でよろしゅうございますでしょうか。

では、最初の前文といいましょうか、タイトルもありますけれども、まず前文についてはいかがでございましょうか。

藤原委員 まず、この文章を読んで、すごく短くなっているということは評価できるんですけれども、何か読んでいて、すごく今まではどのように変遷していたかをちゃんとチェックしようと思いながら、ちょっと忙しかったり、いっぱいあったりでできなかったんですが、印象としては非常に何か集中力がないというか、例えば第2節の部分など、「私たちが」で始まって、途中に平仮名の「わたしたち」があったり、「すべての人々」、あと「自立した存在」というのが2つあるんですけれども、それらの区別もよくわからないし、何となく、何回も読み直して、何となく意味がすんなりわからないなという印象を受けたんです。

やはり何か最初の意図、例えばもしこういうような文章にするんだったら、「守るべきもの、 育むべきものを確かめ」なんていうのは削除しちゃった方がいいかなという気もしますし、何と なく意味不明な言葉がいっぱいあって集中力がないような気がするんですが、いかがでしょうか。 森田会長 できれば具体的にここをこうすべきというふうにご提案いただけますか。

藤原委員 つくられた方にむしろ伺いたいぐらいなんですが、例えばその最初の「私たち」というのと「すべての人々」というのと、次の平仮名の「わたしたち」というのは違うものなのか同じものなのか、あと、ジリツのリツが2つありますけれども、最初の「自律した存在」という、こういうふうに使うのかなというのもわかりませんし、その次の「自立した存在」と対句になっているようではあるんですが、どういうふうに違うのかもわからないのですが、説明していただけたらと思うんです。

森田会長 これについては、事務局の方からまずよろしいですか。

久住幹事 1つは「私たち」ですね、これはもしかしたらワープロの変換ミスで、漢字にする ところを平仮名にしてしまったのかもしれません。

それから、自律と自立の言葉なんですが、自ら律するの方は、自分のある価値観に伴ってみずからの行動を制限をしていくというような形で考えて使いました。自ら立する、立つの方については、自分で主体的に活動をするという、積極的に活動に入るという意味合いで使いましたので、

その辺については、ある意味最初の、自律した存在として尊重されるということについては、自分の価値観や何か、そういったものについて行動をすること、そういったものを尊重されるべきであろう。それから、自立した存在としてお互いに合意を形成しというのは、自分たちが活動をする上で互いに合意を形成し、協力し合っていく、そのような違いをこの自律と自立の中には思いを込めたつもりでおります。

名方委員 これは自然な質問なんですけど、「私たち」って何ですか。

これはなくてもいいのかなと、今ぱっと読んでいたんですけど。文京区にかかる言葉ですか。 私たちというのは、何か小学生が、私たちはと言って何かやるような、そんな感じもしないでは ない。

久住幹事 私たちはというのは、事務局ではなかなか私たち区の職員としてはこういった書き出しができなかったんですが、小委員会の中で、前文として、区民の立場からすれば、私たちという、区民1人1人の立場からこういった条例を守り育てるものという意味合いも含めて書けるのではないかというご提案をいただいて、そういった部分でずっと使ってきたんです。なかなか行政なりがつくる部分についてはこういった表現は使いにくいかなというふうには思いますけど、区民会議の中で、区民の方からのご提案の中では私たちという部分が率直に使えるのかなということと、それから前文ですから、ある意味宣言といいますか、その内容について盛り込むものということで、自分たち区民がというような意味合いで使っている、そういったことだと思います。名方委員 それだったら、こういうふうにすれば。「私たちのまち文京区の区民は」とかいうふうにした方が。私たちではわからないですよね。これはだれだか。

藤原委員 何となくその次の「すべての人々」と同じものということなのかなというふうにも 思ってしまいますね。

名方委員 だから、最初が例えば、「文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です」と。「私たち文京区に住む区民は、文化の香り高いまち文京区を誇りとして」というような形にした方がすっきりしますよね。最初から「私たちのまち」と、「私たち」というのはだれなんですかというのはちょっと……、これは国語の先生がどなたかいれば聞きたいなと。

斎藤副会長 条文本文の内容が、区と区民、狭い意味の区民だけの関係ではなく区民相互の関係であるとか、区民とNPOの関係、あるいは広い意味での区民ですね、つまりそういったここに学ぶ人々であるとか、NPOで働く人々とか、そういうものも含めて対象にしているわけですよね。ですから非常に狭い意味でだれがこの条例を定めるのかというと、通常の条例と同じ手続ですから、文京区の議会が議決して定める。ですから私たちというのは、ある意味区役所及び議会になってしまうわけですが、さっき言いましたように、非常に広い意味での区民憲章ですから、そういう私たちというのは、そこに出てくる、本文に出てくる言葉で言えばその主体全部ということですよね。法律的に厳密に言うと、確かに余り理屈は通らないかもしれませんけれども、こ

こは前文なので、そういった非常に広い立場での協働というものを行う人々、それがすべてが入っているので私たちということだと理解します。

森田会長 ほかの方はいかがでしょうか。

これはそのまま条文になるわけでは必ずしもございませんし、むしろこの区民会議の立場でだれが代表するかということで、宣言的に書いている部分という位置づけになろうかと思いますが。

藤原委員 資料26号の、今手元にあるんですが、これは中間のまとめの文章そのままなんですけれども、この前文の方が、何となく読んでいてわかりやすいというか、同じ「私たちのまち」とか書いてあるんだけれども、何となく、こんなに、今回の31号ほど引っかからないで読めるという気がするんですが、これは多分文章として読んでいるからそうなのか、条例にするとやはりこのように、31号のようにしなければならないものなのかというのは、私にはちょっとよくわからないんですけれども、実際に読んでみると、区民が、素人の私のような区民が読むわけですから、そうすると、今回のはわかりにくいなという気が、正直なところするんですけれども。

中間のまとめのそのままの前文が今手元にあったんでたまたまこれを見たんですが、別に中間 のまとめでいいんです。

斎藤副会長 下線を引いて消す前の部分ということですよね。

藤原委員 そういうことです。ちょっとこの消してあるのは余りにも見にくいので、前のを持ってきたんですけれども。

森田会長 ほかの方いかがでしょうか。

菅原委員 私は何回か休んで恐縮なんですが、この31号、32号を見ますと、よくまとめられているなと言うふうに感じております。今までの形だと、絵にかいたもちになるんじゃないかなと、私は考えておったんですが、非常にまとめていただいて、わかりやすくなっているじゃないかということです。

今言うように、個々的な問題ですね、それはひとつご検討いただいて見ていただくということでよるしいんではないかと。もう全般的に私はこれで結構だと思います。

名方委員 では、全般的な話をちょっと、私も基本的に、全般的にはもう一回見直したんですけど、よくまとまっているなという意見です。というのは、非常にわかりやすいなと思いました。今までは、どっちかというと議論する中で、個々の問題を踏まえて議論しましたから、どうしてもそこに集約されちゃうんですね。ところがもう一回整理されたのを見ると、これでいいのかなというような感じはします。ただ、やはり憲章であるということを位置づけとしたときの細かいところのポイントなんかは幾つかはチェックしなきゃいけないかなという。特に最初のところでもう1回言えば、これは英語にできるのかなと思っていたんですが、できないんじゃないかなと。例えば前文の3行をこう変えたらどうですか。私たちのまちというのをカットして、「文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です」と。これは客観的でいいですね。「文京区に集

う私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとし、可能性に富んだこの地を将来に向かってさらに発展されたいと願っています」と、それの方が非常にいいですよね。最初から私たちと言うとわからないんじゃないかとかいうようなことがあるので、こういうことを幾つか、それはもう事務局に任せますけどチェックしたい。

森田会長 事務局に任せていただくということですけども、最終的なその文章の表現とか用語の統一、そういうのはチェックいたしますけれども、基本的な内容とその表現につきましては、 一応ここでご確認をいただきたいと思います。

前文については少しご議論があるようですけれども、一応重点事項だけチェックするということで、次に進めさせていただきますが、総則の第1章の方はいかがでございましょうか。ここの部分の表現が気になるというところはございませんでしょうか。

名方委員 別に間違っているとかということじゃなくて、当初ガバナンスでしたよね。それを 協働・協治にして、先日文部省ですか、ガバナンスの定義を出しましたよね。

藤原委員 統治になっていましたね。

名方委員 統治。国語審議会が。だから逆に言えば、ガバナンスという言い方を、もし通すならば、協働・協治の考え方で(ガバナンス)とか、そういうのも入れてもいいのかなというのは、前も議論があったと思うんですけど、いや、はっきり協働・協治でいくんだというならそれでもいいと思うんですけど、これは皆さんのご意見を聞きたいなと思っています。

森田会長 ほかにございませんでしょうか。今のガバナンスについては、1 - 1の協働・協治の目的のところですね。

菅原委員 ガバナンスを入れると言うんですか。

名方委員 いや、例えば協働・協治(ガバナンス)とか、つまりガバナンスのことを言っているんですよね。ですからそれをどう言うか......。

菅沼委員 そうなると、いろいろと問題が出てくると思うんですよ。ガバナンスという解釈におきまして。日経新聞なんかでは、長い間ガバナンスと言っていて、それで企業統治と出ているんですよね。そういうものが主体になっているものだよというような、何日間にもわたってそういう日経の夕刊を見ている人が、わかんなくなってくる。それじゃあ行政が区の何かを統治する、企業統治と同じようにするのかなという、何か合併でもするのかなというような考え方を起こすんじゃないかというようなこともあると思います。

それでまた、いろいろな新聞を見ていると、ガバナンスとはいささか定義が困難な懐疑的な概念であるということなんですよね。だから余り協働・協治というのがガバナンスだよということはちょっと避けた方がよろしいんじゃないかということです。

斎藤副会長 中間まとめからその後の区民の皆さんの意見で言うと、やっぱりガバナンスは横文字でわかりにくいというのが多かったので、この30号の素案に至る流れでは、極力もう削ると

いう方向できています。なおかつ国語審議会のガバナンスイコール統治と訳してしまったのは、 それは政治学とかそういう視点では少しおかしいのではないか。統治では、従来型の発想なので はないか。ここはもう協働・協治できちんと定義がしてあるのでこのままというのも1つの考え 方であろうかと思います。

森田会長 ということで、ここはよろしいですか。

名方委員 もともと私はガバナンスは大反対したんで、確認したいと思って、あえて申しました。

森田会長 わかりました。

では、第1章の方はよろしゅうございますか。

斎藤副会長 もう一点、定義の最後の社会資源の部分なんですけども、第2章の1つ上、ここで社会資源というのを定義しているんですが、後の方の条文をいろいろ整理した関係で、ほぼ1カ所しか社会資源というのが出てこないので、ここで定義をするというのはどうでしょうか。むしる7章の7-4-1で説明すればいいのではないかと思います。

森田会長 7-4-1の第7章の4節の1の「各主体の社会資源の活用等」ところで、1回だけ出てくるものですから、ということですね。

斎藤副会長 「自ら社会資源」というところに、情報、人材、場所、資金、技術などの社会資源と入れておけばいいのではないかと思います。

名方委員 私は、むしろ逆に、最初の定義のところで、たとえ1カ所……。僕はこれをぱっと見て、なるほどなと思ったんですよ。社会資源は何かという定義をきちっと書いていますよね。協働・協治もそうです。だから情報、人材、場所、資金、技術などであるということをきちっと言った方が、非常に流れとしてはわかりやすいなと思ったんです。最初に提議しておく方が。そういうふうに思いましたんですけど、逆に。

森田会長 ただ、ここで定義して、後で1カ所しか使わないわけですから、むしろ今おっしゃいました情報、人材、場所、資源、技術などという部分を、最後の6ページ、修正の入っていない資料の方で言いますと、小さい方の紙の6ページですけれど、6ページの7・4・1のところで、「各主体は、協働・協治の推進に当たっては、それぞれが、情報、人材、場所、資金、技術などの社会資源を活用するとともに」としても、内容的には変わりないんじゃないかということなんです。

名方委員 いや、私が言いたかったのは、社会資源ということをあえて定義することは非常に わかりやすいし、重要だなと思ったんで、定義のところに一緒に並べていた方が、逆にすっきり 理解できるのかなと。たとえ後で出てもというような。

森田会長 なるほど。ただ、普通定義というのは後で説明する語を明確にするために入れるのかなというふうに思うんですけれども。いかがでございましょうか。

斎藤副会長 ただ、基本条例ですから、この後何か社会資源に関する施策を展開するに当たって、この条例の定義によるんだという意味で残しておくというのもあるかとは思います。そのほかの、1 - 2 で並んでいる定義もそうだということになります。

しかし、この条例は条例としてきちんと完結したしたものだとすると、1カ所しか出てこないのを定義に入れるのはどうでしょうか。

森田会長後の方でいれても定義と言えないわけではないと思います。

松本委員 協働・協治の中に社会資源と書いてありますね。

森田会長 上の方ですね。ここに入れときますか。

藤原委員 協働・協治の定義の中に社会資源が入っている。

森田会長 じゃあそこに入れておきますか。

松本委員 むしろ、参画の定義がないんですね。私はむしろ対等を定義してもらいたいぐらいです。

森田会長 協働・協治のところに入れるということでいかがでしょうか。

名方委員 いいんじゃないですか。

森田会長 その方が定義の部分にも入るということですし。

失礼しました。協働・協治の部分に、「地域の情報、人材、場所、資金、技術などの社会資源 を有効に活用しながら解決を図る」ということにしましょう。

それでは、第1章はよろしゅうございますね。

第2章の基本原理はいかがでございますか。

これは基本原理に修正したということですね。

久住幹事 なかなかその理念と原則を付するような言葉が見当たらなかったというのもあります。

森田会長 ここはよろしゅうございますでしょうか。

山田委員 確認なんですけども、2-2-3で対等な立場の尊重ということなんですが、問題 提起させていただいたように、これは確認なんですけど、区と行政と区民というのは対等なんで すかね。というのはここの処理をどういうふうにされたのかなというのだけお伺いできればと。

久住幹事 基本的にいろいろな場面があるわけですけれども、ここで考えている協働・協治のところが、定義のところでも協働・協治の考え方に基づき、それぞれの役割と責任を分担し、助け合いながら公共社会の課題の解決をともに図るというこの土俵の中では、協働・協治というような形で対等な立場になるのではないか。例えば税の賦課ですとか、いろいろな面で行政が上位下達のような形でやらざるを得ない部分も残ってはいるんですが、ここで扱う部分については対等な立場ということで、参加、協働を進めていけるのではないかという考えをもとに、ここの部分については「各主体は」の中に区を入れた、そのような形で一定整理をいたしました。

山田委員 これは協働・協治のところで、それぞれの果たすべき役割と責任と書いてあるので、それぞれの果たすべき役割と責任に対して、お互いに尊重しますみたいなのならば、何となくそうだなという感じもするんですが、もうこれを一律的に対等だというふうにすると、ひょっとしたら上位下達じゃなくて、区民というのは主権者として実は上なんじゃないかと。それと、行政が対等でいいのかとかいう話も、逆の考え方もあるんで、ここをこういうふうに一律的にいくのはどうなのかなというふうに素朴に思ったんです。

これは前回の.....。

森田会長 といたしますと、前回のご指摘に対して修正が不十分であるという、そういうご発 言の趣旨かと思いましたので、どういう形で直したらよろしゅうございますでしょうか。

山田委員 それぞれの、簡単に言えばちょっとこれはもんでいただきたいんですけど、それぞれの立場を尊重するということではあるんだろうと。対等な立場を尊重するんじゃなくて、それぞれの定められている立場とか役割とかを尊重する。

名方委員 これは「対等な」を取ればすごくすっきりするんじゃないですか。

山田委員 ただ、本当に、確かに各主体がパートナーシップを組んでということで言うならば、確かに対等という言葉も心地よく聞こえるなという気もするんですが、中をよく考えてみると、対等のままで滑っていっていいのかなというような思いもあるんです。

宮下委員 確かにそこは十分議論したところなんですけども、この区民憲章の一種のキーワードは協働・協治なんですね。この協働・協治の社会を実現する、それに参画するということが基本テーマになっているわけです。そういう土俵の中では、みんなが対等にやはりやっていくという考え方を打ち出していった方がいいだろうと。当然行政、それぞれいろいろなところで先ほど言ったような、明らかに対等ではない、法に基づいた権能や権力も持っていますけれども、それはそれとして、文京区のいわゆる協働・協治の社会を実現すると、それに参画するという場面では対等なんだということを打ち出していく方がいいであろうということであえて対等な立場の尊重をそのまま生かしたということです。

それから、それぞれの立場を尊重すると言ってしまいますと、例えばマンション業者がマンションを建てる、これはそれぞれの立場で言うわけです。そこの地区にいる、日陰で住環境が悪化するというのは、それは立場の尊重、そのお互いの立場を尊重するというのはどういうことなのという話になってしまいますし、そういうことではなくて、やはり豊かな地域社会をつくっていくために、協働・協治を進めていく中でどういうふうにするかということを書いているわけですから、そこはやはり対等という言い方の方が少し新しいというか、前向きな考え方を打ち出したことになるのではないかということで残したということです。

山田委員 それぞれの立場というのは、ちょっとはしょった言い方ですけども、さっき言ったようにそれぞれの役割と責任というものをちゃんと自覚して、その立場を尊重し合いましょうと

いうことが言われれば問題はないのかなというのが1点と、これはひねくれて考えると、対等な立場でしょということで、いろいろな権能とか、実に役割分担が明確に対等じゃない場面があっても、この条文によって対等だというふうに、逆にごり押ししてくるということはないのかな。

宮下委員 対等とか平等というのは、言葉のいろいろなレベルで、ここは理念的に扱っている んだという解釈でいいんだと思うんです。

それからもう一つ、役割と責任ということになってしまいますと、これは逆に区民の方の中では、やはり反発を感じる方がいらっしゃるんじゃないかなと思うんです。我々が一体どんな役割とどんな責任を負っているんだみたいな議論にも発展しかねないところがありますので、ここは一種の基本原則で、いわば理念的な規定でありますから、一種の平等という言葉と同じようない身で対等な立場の尊重という言葉を使っていると理解していただいた方が、私は受け入れやすいんではないかなとは思っています。

森田会長 いかがですか。よろしいですか。

山田委員 皆さんがこれで大体ニュアンス的にいいんじゃないということであれば全然構わないと思います。

森田会長 私が記憶しているところでは、やはりこの背景にあるのはやはりパートナーシップというような考え方で、今までそれこそ上位下達であるとか、とかく上下関係でとらえられていた基本的な関係ですね。それは個別的にはともかく、皆同じ場に立って参画しようという、協働・協治をやっていこうという考え方ではなかったかなというふうに思っているものですから。よろしゅうございますでしょうか。

名方委員 ただ1つだけ、せっかく今宮下さんがおっしゃったのは、前半は別によろしいんですけど、後半でちょっと気になったのは、役割と責任を明確にすると誤解する人がいるという議論があったんですが、我々が議論をしたのはそうじゃなくて、役割と責任をみんな明確にしようと。区民だって役割もあるし責任もあるんだよということをずっと議論していて、その上で初めて協働・協治が成り立つんだということを去年あたりからやっていたような気がするんで、そこのところはちょっと違うんじゃないかとだけちょっと一言つけ加えておきたいなと。

森田会長 それは、次の2-2-4の自己決定・自己責任のところの、そこでも議論されたことかなというふうに記憶しておりますけれども、これもみんな同じように自己責任を負うのかという議論がたしかあったという気がします。

山田委員 あと、すみません違う話で、もう一点この章で、社会と公共的な課題というのを地域社会の課題というふうに、公共的なを地域社会に変えている部分もあれば、逆に地域社会を公共的というふうに変えている部分もあったり、あともう一つ、これは定義の方なんですけども、社会資源と書いてあるんですが、地域資源という話もあるので、ここのワーディング、言葉の、どういうときに公共という定義にして、どういうときに地域社会にして、どういうときに社会に

しているのかというのは、何かちゃんとルールを決めて全部変えているのかどうかというのが気になったんですが、そこら辺はいかがなんでしょうか。

久住幹事 大きさの考え方みたいな部分がちょっとイメージとしてはあったんですが、公共と言った場合についてはもう少し広い部分で、地域と言うと、議論をしたのは、例えば千駄木地域だとか、小日向地域だとか、春日地域、そういった、文京区の中でもそれぞれの地域の限定、エリアの狭い部分がイメージができるのではないかと。ただ、文京区というような形で広くエリアをとらえた場合については地域社会のというようなイメージをしました。

じゃあその地域社会と公共的なというのは文京区の条例だからどうなんだという議論まではちょっとしなかったんですが、イメージとしては、公共的なというのは、文京区を中心としながら文京区よりももう少し大きな考え方なり社会をとらえていこうと。もう少し小さな部分になってくると、文京区という部分については、それぞれの地域ということであった地域社会というような形で地域づくっていく、そんなような議論はしたところです。

ただそれによって、ご指摘のところが狭いか大きいかというところはもうちょっと詰めなきゃいけないところかなというご指摘かなというふうに思いますけども、そんな議論はいたしました。 森田会長 いかがですか。

山田委員 これはちょっとこの場で言えないんで、全体的にそういう定義、要するに......。

オール区なのか、特定のイメージの話なのかというのは条文ごとにちょっとチェックして……。 斎藤副会長 それと、ここで言えば前の段階の話として、協働・協治の社会という言葉が余り にも何度も何度も出てくる。区民の方々からの意見でもあったところで、それを何と言いかえる べきかというのがまずあって、何度も何度も出てくるのはもう協働・協治については、定義なり 基本原則のところできちんと定義し、位置づけているんだから、もうそれは同じのでは使わない。 そうすると、それをきちんと言いかえるのにどういうのがいいのかというので地域社会とか公共 というのが使われたわけですが、おっしゃるようにすべて整合的にできているかどうか、最後の 最後まではまだ詰まっていないので、そこは確かに再度詰める必要はあろうかと思います。

森田会長 その辺につきましては、確かにかなり公共的なというのと地域社会の課題というのが出てくるかと思います。これはその後のフレーズともリンクしているところもあるかなと思いまして、私自身は一応原案を拝見したときには、それなりに意味づけがあるのかなというふうにも思ったんですけれども、もう一度じゃあその辺をチェックしてということでよろしゅうございますでしょうか。

それでは2章はよろしゅうございますか。

藤原委員 基本原理というのがやはりどうしてもすごく気になるんですが、これは条例の基本 理念という意味で、そのままでいいのではないかとも思うんですが。

何か原理と言うと、こういう原理が働いていますみたいな科学的な原理のようにも、一律でぴ

たっとすべて押しなべてその原理のもとに動いているみたいな感じに受け取られないかなという 気がします。

もしつけるなら条例の基本理念というふうにしてはどうかなと思います。すみません。

森田会長 いかがですか。

斎藤副会長 これも出発点は第2章第1節で、協働・協治の創造というのがここでまた出てきたものですから、それを別の言葉で言いあらわそう。それで比較的いい言葉として自治の理念というのを第1節に入れた。そうすると、基本理念とまた重複しますね。理念という言葉が。それで第2節については基本原則という、こちらは少し法的な意味が強まって、条例上はこういう原則のもとでいろいろな制度をつくっていきますという、基本原則ということは比較的はっきりしているんです。ではその基本原則と自治の理念という、2つのものの上にある言葉として、理念というのが、また基本理念というのがもう一度出てくるのはややおかしいんではないかというのが事務局の考え方なんですが、それでも両方を統合する考え方で条例の基本理念とか、基本理念だけでわかりにくいのであれば条例の基本理念というのをここでつけても、特段、僕自身はおかしくはないと思います。

藤原委員 ちょっと何か。

森田会長 何かご意見ございますか。

宮下委員 基本理念と自治の理念、どちらが広い範疇を押さえているかというと、私は自治の 理念の方が広い範疇を押さえているような気がします。

森田会長 妥協案としますと第2章として、この条例の理念と原則と書いておいて、第1節が 自治の理念で、第2節が基本原則にすればいいのでしょうか。

山田委員 それがいいかもしれない。

森田会長 よろしいでしょうか。

では、第3章の区民等の権利、責務の部分はいかがでしょうか。

松本委員 3章に入ってだと思います。3節の、3-3-1のこの、よろしいですか。非営利活動団体の権利、責務ですね、この辺のところなんですが、3-3-1の最初のところ。「非営利活動団体は地域社会の一員として」と書いてあります。それからその下の3-3-2の中身ですが、「非営利活動団体は自らの目的に沿った活動を通して、まちづくりや地域社会」と書いてあります。これは地域活動団体ではなく非営利活動団体の話でありますので、わざわざ地域と入れることはないのではないかと思いますし、それからちょっと意味的にもおかしいのではないかと思いました。

森田会長 どういうふうにおかしいのでしょうか。

松本委員 非営利活動団体は、ある意味公共的な目的で活動していますので、地域に限らない ということですよね。 文京区の一員としてという意味の地域社会ということだったんでしょうかね、これは。そうい う意味かなと思ったんです。

斎藤副会長 確かに地域活動団体というのと非営利活動団体を分けています。地域活動団体の方は自治会、町内会のように地域の方により強く根ざしている。非営利活動団体はそうではない。ただその場合に、なぜこの区民憲章なり基本条例で主体として尊重されるのかというと、やはり文京区という地域社会に関連する活動をしている部分、その部分についてそういう場に出てきて尊重されるということですから、例えばその非営利活動団体が文京区以外で行っている活動、あるいは文京区とは関係ない部分で働いている部分というのは、この条例本体とは関係あるとしても非常に間接的な関係であると。ですから、あくまで非営利活動団体が文京区という地域社会にかかわっている部分で尊重されますという意味です。それはもう一つの意味は、ここで協働・協治の社会というのがまた出てきていたんで、それを言い直して地域社会と、文京区ということなんではないでしょうか。

松本委員 活動団体の仕事の1つとして、文京区内の活動に関してはこうですよということで すね。

了解しました。

森田会長 よろしゅうございますか。

山田委員 これはさっきの言葉使いと同じだと思うんですけど、地域社会イコール文京区なのかということの確認になるんだろうなという気がします。

というのは、みんな地域社会の一員というと、ほかの地域活動団体もそうですし、非営利もそうだし、事業者もそう書いてあるということなんです。じゃあここで言う地域社会というのは何ぞやというと、文京区のという話なのかなという気もしますし、そうすると、狭義の第2節の地域活動団体の地域とはなんぞやという話との関連性というのをどうするかというのは、全体を通して整理、ちゃんと定義づけていますということを確認できればいいのかなと。

森田会長 それはちょっとまた事務局の方にチェックしていただいて整理した方がいいと思いますけども、要するに広く普遍的な公共的課題と区を単位とする課題と、さらにその区の中の地域を単位とすることがあるということですね。その辺はきれいに整理し切れるかどうかですが。

山田委員 どういうふうに整理したということの確認さえできれば。

森田会長 ただ、ここの場合ですと、非営利活動団体は狭い範囲でも、区全体でも、両方入り 得るわけですよね。

山田委員 先ほどご指摘があったように、地域のという、地域性というよりも、何か公益的な、 ある目的で結社されているところがあるので、そちらのニュアンスが出ていた方がいいのかな。

森田会長 そうですね、ただこの3節と4節に関して言いますと、2節の地域活動団体の場合には、文京区内の一定地域に根ざしたというのが定義でありますので、それ自体は問題はありま

せんけど、非営利活動団体の場合には、品川区の団体が品川区のために働いているのを権利を有するかというと、そういうことでは決してないわけですから、その意味で地域社会というのはここを指している。あるいはもっと、文京区内の一部の地域を指しているということはきちっと書いておかないといけないのではないかと思います。

山田委員 定義の、最初の方の非営利団体の定義のところで、区内においてとか何かを、何か載っけておいた方がいいのかな。

名方委員 非営利団体の責務のところで、地域的な言い方としては全然問題ないと思うんですけど、まちづくりや地域社会の公共的な課題の解決に取り組みますというようなことが今後出てくるかなというふうに思っているんです。そういう意味では、そういう言い方をしていただくといいかなというのが私の個人的な感想です。

例えば3-3-2のところでさっき議論が出たので、まちづくりや地域社会の課題、それを言えばその言葉で全然問題ないのかもしれませんが、あえて公設民営の流れの中で、公共的なことを非営利活動団体がやるという動きが出てきているし、そういうことを区民一般にも何かあったときに、ちゃんと条例で書いてありますよというようなことを言うためには、ここで、まちづくりや、どこに入れるかは別ですけど、公共的な課題の解決に取り組むこともしますということを、あえて入れてもいいのではないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

森田会長 地域社会における公共的な課題ということでしょうか。

松本委員 さっき納得したような気持ちになったんですが、3-3-2、ここは責務ということは、「ねばならない」的なイメージですよね。そうすると特定非営利活動団体が地域社会の課題の解決に取り組まなきゃいけないというふうに言われたら困るところが出てくるかと思うんです。私たちのNPOはほとんど地域社会での地域活動団体なんで、あまり関係もないんですけど、全国レベルのNPOは文京区に山ほどありますのでという、これが責務ですと言っちゃったらちょっとこれは問題が逆に出てくるんじゃないかと思うんですけど。

名方委員 だからそこで公共的と入れた方が、よりいいのかなというふうに思うんです。そういうケースも含めて。

松本委員 だからこの地域社会と言っちゃったらまずいんじゃないかな。

宮下委員 非営利活動団体だけ課題を公共的な課題に変えますと、はっきりしてきます。違いは何かということを明確に説明しなきゃいけなくなってくる。その視点に立てば、すべてそうなんです。地域活動団体だって公共的な課題もありますし、事業者だってあるんです。ですから、そこはやはりこの地域社会という言葉の、定義の問題として、先ほど言った一番広い範囲は文京区なんです。それと同時に、もっと狭い文京区の中の一部のことも、両方あわせて使っている言葉であることは間違いないんですけども、少なくとも、この各主体のすべての構成員は文京区にかかわることについての課題にかかわる話なんだという形で整理しておいた方が、整合性はとれ

るかなという気はするんですけど。

名方委員 そうすると、3 - 1 - 2のところなんですが、「区民は公共的な課題を解決するために自主的な判断により参画します」。参画だからいいんでしょうけど、ここも公共的な課題なのか地域のどっちなんですか。

森田会長 ここは私的なではないという意味ではないんですか。

名方委員 そういう意味で使っているのか。なるほどね。

松本委員 自分のためだけでやっているんじゃないよという。

宮下委員「公的な」にしますか。

名方委員 なるほど。

森田会長 公共的なと地域社会は少し整理をした方がいいと思います。地域社会という言葉の場合には、広い意味と狭い意味の理念というのがあると思いますが、これは両方の意味を含む場合もかなりあるものですから、あえてここで区別をどうしてもしなければいけないところはきちっとした方がいいと思います。しかし、そうでないところはこの表現で両方の意味で読ませるというやり方もないわけではない。それで、何か具体的な弊害があれば、またそこは少し修正する必要があるかと思いますが、そうでない場合には、あえてどちらかにしてしまうという必要性というのはそれほどあるのかなというのは私の個人的な気持ちです。

名方委員 それならいいんじゃないですか。

斎藤副会長 それと、松本さんのご指摘ですけれども、NPOでただ本拠が文京区にあるけれども何にも関係ない、それはほかの主体も同じですけど、権利と責務と一体なわけです。ですから何らかのNPOという資格に基づいて文京区内でそのNPOの目的に沿った活動をするとするのであれば、権利とともに、それに対応する責務が生じます。ただNPOの本拠を持っているだけで、活動は世界に向けてやっているというのは、これはもうここからは関係ない話となります。松本委員 場外の話ということですね。

森田会長 細かくいきますと、その辺きちっと書いておいた方がいいということになりますけど、こういうふうに書いて幅広く読んで、そしてどうしてもこれはぐあいが悪いというところはきちっとチェックしておく、あるいは明確にしておくところはきちっと書いておく必要があるかと思います。しかし、それ以外は基本的な条例と言いますか、原則にかかわることですから、割と幅広く読めるようにしておいた方が、むしろ弾力的な適応ができるんじゃないかと思います。

今の3章はいかがでしょうか。特にございませんでしょうか、ほかに。

菅沼委員 ありません。

森田会長 それでは、今度は第4章の区の責務はいかがでございますか。

山田委員 これも教えていただきたいんですが、4章の直後、タイトルの直後にある4 - 1のところで、「自治体政府として」というのが一応消されているんですけど、これは前の定義のと

ころも消されているんですが、地方政府とか、中央政府に対して地方政府があったり、自治体政府があったりということで、この言葉を個人的な魅力というか、魅力を感じている言葉だったんですが、やはりこういうのというのは条文等には余りなじまないのか、余り定着性はないという感じなんでしょうか。

久住幹事 一番最初に、区の定義の中で、議会と執行機関を自治体政府という形であったんですけども、非常にちょっと何かわかりにくい、区民の方からするとわかりにくい、とっつきにくいというような部分があって、なるべくそういう部分はわかりやすい、親しみを持ってもらえるようなという視点があったものですから、あえて区という形でいけば、定義の中で使っているのでいいのかなということで削除したものです。

森田会長 一般的に日本語でただ政府と言った場合には、国の行政府を指すというふうに辞典にも書いてあるわけでして、そこで自治体政府と言った場合には、少しまだなじみがないのかなという趣旨かと思います。

山田委員 地方政府という言葉を使われて......。

森田会長 それも最近私たちが使おうと言っていますけど、それほど定着しているわけではあ りません。

英語のローカルガバメントの訳語として、議会と執行機関も含めた1つの主体としてはそれが 望ましいんではないかと言っていますけれども、公式用語ではまず使われていないところであり ます。

久住幹事 これは対等、平等ということなんですが、なかなか政府という言葉のイメージから するものに対しては、やはり官主導という部分が長く続いてきた部分がありますので、なかなか 対等、平等というようなイメージが出にくい部分もあるのかなというようなところがあります。

森田会長 日本語の通常の言い方で言いますと、自治体政府もそうですし、まさに国の政府という場合も議会、国会は入らないですよね。むしろ英語のガバメントの場合には全部入るものですから、それを訳して、同じ日本語を違う意味で使っているということになりますので、かえって混乱を招くと思います。

私たちは、あえて違いをはっきりさせるために使った方がいいと言っているんですけど、こういう場合には必ずしもそれが適しているかどうかは疑問ですね。

名方委員 全然問題ないんですけども、でも一区民から見たときには、逆に今久住課長がおっしゃったこととは違い、自治体も政府なんだなという意識があった方が、自分たちが参画して何かをやろうというときに、何か逆に主体的にやれるんだみたいなそういう意味もあるかなと思うんで、必ずしもその反対の意味だけではないなということはぜひ思いますけど。

森田会長 一般的な報告書その他では、ガバナンスと同じようにそういう言葉を使うのもいい のかなと思いますけど、やはりこれは基本条例のもとになる報告書ですと、これをベースにして 条文をおつくりになるときにガバナンスと同じような問題が出てくるのかなということです。

上田委員 「地方自治の本旨に基づいて」の地方自治の本旨というのは何だというのは。 これは読んだ人は多分わからないと思うんですけど。

斎藤副会長 地方自治の本旨という言葉自体は日本国憲法で地方自治が保障されているという中に、地方自治の本旨に基づいて、地方自治について定めましょうと、法律で定めるということになっているんですが、そういうことで、具体的な内容は憲法にはそれ以上何も書いてないんです。ですから、一般的にはその中には住民自治、つまりそれぞれの地方自治体に住民が参画するということと、それから団体自治。ここで使っている表現で言うと区が国に対していろいろな、それこそ自律した権限、権能を主張できるという、団体自治と住民自治の両方が含まれると。第一次分権改革後は、それだけではなくて、国と地方公共団体の間での適正な役割分担、地方自治体はこういう任務をもっと担うべきだというのもそれに入るんではないかとは言われています。ただそれは、文京区固有のものではなくて、日本国憲法における地方自治の本旨というのは今述べたのが一般的な理解です。

ですから何かここで説明がないと、確かに一般区民の方々にはわかりにくいと思います。

上田委員 「共通の目標である」と書いてあるんですけど、目標がわからないんですね、だから。

斎藤副会長 それは条例で説明するというよりは、やはり報告書なり何なりで、これは日本国 憲法における地方自治の本旨のことを言うのであって、その具体的な内容は、現在こう考えられ ているのを、報告書なりそういう広報でというレベルで行うということではないですか。条例の 中でそれを定義するというのはちょっと難しいと思います。

上田委員 条例の中で書かなくてもいいんですけど、何かどこかわかるものがないと、目標が わからないし、あといろいろなところでお話を聞いていると、文京区が持っている地方自治権と いうのは物すごく狭くて、本当に地方自治なのかというような状態の権利しかないわけですから、 何か変に勉強した人は誤解をするだろうし......。

斎藤副会長 この範囲しかないのではないかとおもいますが。

上田委員 実はこの範囲しかないという、頑張ってみてもこの範囲しかないというのもあるわけで、それは本文の中じゃなくてもいいかもしれないけども、こういうものを発表するときには何か補足説明資料みたいなものが、いわゆる憲法で定めたとか地方自治法で定めている地方自治のもとはこういうものであって、その中で文京区は実はここしかないと。最近余り声は出ていないですけども市に昇格しようとか、文京区が、23区がずっと提唱しているところはこういうことなんだというのが、多分ここの中に多分全部凝縮している部分だと思うんで、何かそういうのをきちっと、多分区民でそういうことを考えている人とか意識している人というのはほとんどいないと思うんですけれども、そういうことをちゃんとわからせてあげるというのもやはりこういう

理念をつくる中では重要なんじゃないのかなという気がします。

斎藤副会長 もちろん文京区という区が国に対して自治権として持っているものが十分でないというのは、これはいろいろな場で主張し、ほかの区と協働して一緒に行動したりする部分だと思うんですが、1つ確実に言えることは、地方自治の本旨の中の住民自治の部分です。つまり住民が直接自治体に参加できるという、この部分はこの条例によってかなり拡充するはずですから、地方自治の本旨の中の住民参加の部分がこの条例には含まれているというのをきちんと説明することは確かに必要だと思います。

山田委員 今の指摘でこの4-1を見て初めて気がついたんですが、小さい方の、このA4の方で見るとわかりやすいんですけれども、いろいろな経緯があったんですが、こうやって白丸3つを並べてみると、1つ目と2つ目はすごく近いんです。それで、2つ目のオリジナリティというのは、それぞれの責務を果たすことを通してということだけなんです。何を言いたいかというと、地方自治の本旨が1つ目も2つ目も出てきてくどいなと思ったところから見ると、実は2つ目のメッセージというのはそれぞれの責務を果たすことを通してなんで、これは1つにまとめられるのかなという気もちょっとしたんです。

要するに、例えば「区はそれぞれの責務を果たすことを通して」ですぐもう上に戻って、「地方自治の本旨に基づいて」的に、何か1つになり得るなというふうにちょっと。というのは、多分それぞれの責務という、それぞれの、実は区の構成要素が読めなくなったんです。今回は切られていますから。ですからここの重みがなくなっちゃったんで、じゃあここで言うそれぞれの責務は何なのかという話まで実は遡及しちゃうんですけれども、ここら辺はちょっと整理した方がいいのかなと。

宮下委員 これを直したときのこちらの思いなんですけど、最初の方はどちらかというと住民 自治のことなんです。2番目のは、要するに自治といっても区というのは執行機関もあるし、議 決機関もあるんですけど、いわゆる団体自治の部分でも、まだまだ実現しなきゃいけない部分を 多く持っていますので、やはり両方書いておいた方がいいのかなということではあったんですが、 ただ別に一緒にまとめて書くことは可能は可能だと思います。

山田委員 もし住民自治だとしたら、最小の経費で最大効果の部分と言われている福祉の実現 みたいなやつは、どちらかというと、まずこの4章というのは、団体に対してのこれは定義づけ だから、ここで余り住民自治というのは出てこないはずなのかなと。ですから団体自治の話だと いうふうの前提で整理しちゃうというのはあるかもしれません。

森田会長 この場合の2番目の丸の「それぞれ」というのは何を指すんですか。

宮下委員 執行機関、教育委員会、議決機関、あるいは区長、あるいは選挙管理委員会なんで もいいんですが、そういうものも含めたそれぞれですけど。

森田会長 としますと、区という、言うなれば組織とか政府を構成する諸要素ですよね。その

責任ということになりますと、ちょっと住民自治とはかなり違う概念にならないでしょうか。

宮下委員 それで2番目はそういうつもりで書いていたんですが。

森田会長 ですからそれで一本化するということになりますと、今の意味ですとちょっと趣旨 が違ってくるんではないかなと思います

それぞれいきなり出てくると、定義でやりました区という主体ではないのかという誤解を招き かねないのかと思います。削除された前のがあるとよくわかるのですが。

山田委員 ですから、各構成要素はみんな頑張れよということをここで言おうとしていたんで すが、その構成要素を省いちゃったんで、ということなんです。

森田会長 わかりやすくという趣旨かと思いますが。

山田委員ですから残すならば、ここまで残した方が意味は通じる。

上田委員 かえってわかりやすいということですね。

名方委員 そうそう、具体的なのが入っているからね。

森田会長 あえて言えばその「区を構成する諸機関がそれぞれの」ぐらいにしておいた方がよるしいのではないでしょうか。議事機関、補助機関、執行機関となっているわけですから。それぞれまでいきますと、今ご趣旨のところで言うと、それぞれの主体のというふうに読めないこともないものですから。

斎藤副会長 組織というのを出すべきでしょうね。

例が全部出ていて長いとすれば、「区を構成する各機関は」ぐらいのを残した方がいいという ことではないでしょうか。

森田会長 では、その地方自治の本旨というのはどこかでその説明を加えるということですけども、これは明確になかなか説明し切れない言葉で、憲法で定める、憲法92条に定める地方自治の本旨に基づいてと言いますと、もう少し限定した意味になってまいります。それぞれの教科書的な説明は、先ほど斎藤先生からお話しがありましたように、団体自治と住民自治から構成されているということです。

名方委員 これは憲法ではこう書いています。地方自治。地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるというのがぽんときているんですね。 そういう意味では憲法に沿っているという言い方もできるかもしれない。

森田会長 「それぞれの」の説明は、私の方からの希望ですけど、入れていただきたいと思います。あとはどうでしょうか、4章は。

この辺につきましては、保証役も大分やりましたし、かなり既に議論をしてきたところかと思います。

それでは、次の第5章の区議会の責務はいかがでございましょうか。これは節が分かれていた のが省略されたのですね。3節まであったのが2節になっているわけでございますが。 山田委員 1点、前提の話としてちょっとお伺いしたいんですが、これは我々の方で入れないとおかしいということで入れたのか、一定の議会との調整を経た結果として入るようになったのかというのはいかがなんでしょうか。

森田会長 まだ調整は終わっていないわけですけれども、調整が整わない場合であっても、入れるか入れないかはここで決めるということだと思います。

ですから一方的に書くのではなくて、ちゃんと調整の場を設けてお話を伺って、我々としては こういう感じでこれを書くという意見が多かったと思いますので、そのように進めたいと思いま す。

山田委員 そうしますと、8月.....。

森田会長 7月27日に私と、斎藤先生、区議会の有志の方と区民会議の有志の方で意見交換を 行うという場を予定しています。

山田委員 それはあくまでも意見交換だという、このオーソライズの1つのステップ的位置づけはないというのは......。

森田会長 そうですね。ですから公式的には議会が合意しなければこれを書かないということではないと思います。そういう意味では厳密にいうと、この区民会議自体は区長からの委嘱を受けて、区長に対して報告をするわけです。ただし、議会のご意見は十分聞いて、尊重できるものは尊重し、取り入れるものは取り入れるということはあってもいいのではないかという趣旨です。

山田委員 あともう一点、議会の方は、この部分の検討というのは進んでいるんでしょうか。

宮下委員 現在、議会運営委員会の場で、議会の活性化について検討が進められている状況です。

山田委員では、たたきを出した後での話になるんですね。

森田会長 せっかくこれだけ審議してきたわけですから、それが我々の考えに近い形で条例案 にしていただきたいという趣旨で議会の方にも意見交換をするということですけれども、あとは いずれにしましても、これは議会の場でご審議されることとなります。

第5章はいかがでございましょうか。

松本委員 区議会の活性化が見事に消えていますが、これは何か説明いただいきましたでしょうか。

久住幹事 区議会の活性化と言うと今活性化していないのという部分もあって、内容からすると活性化というよりは区議会への区民参画、これが地方分権の中でも区議会への住民参画というような部分で指摘されている部分でもありましたので、これが主な内容になるのではないかということで、活性化というのではなく区民参画という形に直したものです。

森田会長 タイトルの用語、言葉遣いを変えたということですね。

藤原委員 最初改革だったのを活性化にして……。

森田会長 基本条例ですから基本的にかなり長い間適用されるべき原則ですから、そこで活性 化をずっと続けるというのもかなり難しい話かなと思います。

松本委員 ちょっとイメージが変わっちゃう感じがするんですよね。

しつこいようですが、活性化はしているでしょうが、し過ぎて悪いということはないでしょう。 森田会長 一般的に適用される条例でもってそれを入れるということはどういうことなのかと いう議論になるかと思います。

内容についていかがでございましょうか。

山田委員 表現だけなんですけども、5 - 1 - 3で区民参画があって、2つ目の白丸で、「区議会は」と書いてあるんですが、「審議方法の改善など」と、改善という言葉はちょっと引っかかるんです。要するに今は改善前だという認識論に立って改善という言葉を使われていると思うんですが、つまり今の状態をよしとしていないという認識でよろしいんでしょうか。

森田会長 これはみずからどんどんよくしていくというふうな趣旨というふうに理解したらい かがでしょうか。

山田委員 一般的に改善と言うと、今の状態をよしとしないという認識のときに割と使われる 言葉だなと思ったんですけど。

上田委員 いいんじゃないですか。100%完成された組織なんていうのはまずないわけですから、常に改善活動を行うというのは組織として重要なことですから。

山田委員 そういうことを言うと、多分活性化というのはそういう意味だから、ということを言うと、これに置きかわったという認識であれば、これなり5-2-1の「能力の向上に努め」とかというのは、そういう意味も含んでいるということですね。

名方委員 あえて言えば、活性化をしますぐらいのことを言うことによって、我々は常にみずからの力で、区議会も含めて変わるんだということを条例に書いたらすばらしいですよね。そういう提案をすることは決して間違いではないかと思うんですけど。それはご判断に任せます。

森田会長 ご意見ございますか。よろしいですか。

宮下委員 区の責任ある団体の長としては、条例の形としてやはり完成したものを出すべきだろうと思っているんです。だとしたら、当然最終報告の中で議会の責務などを全く落として出すということは考えられないかなとは思っています。

松本委員 何となくわかってきた。

森田会長 5章はよろしゅうございますでしょうか。

それでは、次は第6章で、今度は執行機関の責務ですが。

山田委員 6 - 3 なんですけども、区職員の責務で、「区の職員は全体の奉仕者として」というのが出てきていますけれども、今まで議論の中でこういうふうな位置づけとか定義づけは特にしていなかったんですが、何かこれは、今まで習い性で、こういう言葉は多分職員はというふう

に出てきているのがあって、ぽっと入れてしまったのかなという感じもしないでもないんですが、 これは入れる意味というのが何かあればお教えいただきたいんですけど。

宮下委員 要するにこれは、先ほど地方自治の本旨に基づいてという言葉と同じような位置づけで、地方公務員法にも出てくる基本的な概念をいれたということです。

森田会長 憲法15条の条文にもあります。

山田委員 特に入れてほしいということを言っていなくて、何かぽろっと入ってきているんで。 議論の中では特になかったですよね。

松本委員がずっと対等でと言ってきていて、突然そうではないということになるようですが。

久住幹事 2 文を 1 文にして整理をするときに、先ほどの地方自治の本旨というような形で入っているということも含めて、整理している中で使ったということです。

ただ、山田委員ご指摘のような形で、全体の奉仕者としてというよりは、協働・協治を進めるというような形でのスタンスの議論が強かったのではないかというご指摘かなとは思います。そういうことであれば、文章の長い短いではなくて、実質的な内容を盛り込んだ方がというご意見として承っておきます。

ただ、事務局でつくった段階ではそういった視点から全体の奉仕者としてという文言を入れた ということです。

宮下委員 ほかの場合は、例えばここが地域社会の一員としてというようなものが入っていま したよね。ここではそれはちょっとなじみにくいかなと思ってこうしたということです。

森田会長 全国民に奉仕するという趣旨ではないと思いますので、あえて言うなら「区民全体への奉仕者」とか、それぐらいにしておいた方がいいもではないでしょうか。

山田委員 個人的感想なんですけども、何か全体への奉仕者というのは、頭ごなしに何かそれ こそ公僕なんだからみたいな話というのはすごく古いタイプで、行政マンは行政マンとしての期 待されている行政の能力を高めてプロフェッショナルとして、きっちりその務めを果たすという のが何か現代的な感じもして、そういう意味で言うと、何か全体の奉仕者というのは結構何か時 代がかっているなという感じがしちゃうんですけれども。

だからここは、やはり行政執行機関の補助機関としての構成員として、やはり行政に対しての 期待されているものが出てきているわけだから、そこに対していいパフォーマンスを出しますみ たいな方がいいのかなという気がするんです。

森田会長 後ろの方の「積極的に職務を遂行します」で、そういうニュアンスが込められているかなという気がしないでもありません。

斎藤副会長 ただ、地方自治の本旨に比べると、やや確かに時代がかっていますし、取ったからといって言葉が通じなくなるわけではないですから、取るというのもあり得るんじゃないですか。

名方委員 なくてもいいんじゃないでしょうか。

山田委員 あえて入れると、逆にそれこそ、何だ職員なんだから区民のためにとか、昔ながら のフレーズを思い起こさせるような感じもしないでもないです。

宮下委員 でも、取っちゃうと文章そのものが非常にさびしい文章になってしまうような気が しますよね。

山田委員 ですから、なので、ちょっと書いてはないんですけれども、中段の私の方の に書いているように、要するに、区の職員というのは何を期待されているというのは、もし書けるようであれば、そこら辺を何か書けないのかなという感じはしたんですけど。これがいいとは言いませんけれども、区の職員に期待されているミッションみたいなもの、これが何か書けないのかなと。そうじゃなければこの項目は要らないですもんね。これは、積極的に職務を果たすのは当たり前な気もしちゃうんで。

名方委員 そういう意味で言えば、さっきの改善じゃないけど、常に改善の努力をしてというようなことを入れたらいいですよね。職務に。

山田委員 ですから、議員さんには政策能力を高めるとか、審議を改善しると書いているならば、職員に対してもそのぐらいの何か例示でもないですけれども、何を期待しているかというのが書けないかなと。

多分これからの職員は、先ほど区は保証役になるし、サービス提供は多様な主体になるんだということであれば、例えばここに書いてあるような、政策検討とか何かとかの内部調整の能力を高めるとか、そういう話なのかなという気もするんです。それはまたちょっとご検討いただければ。

森田会長 何かありませんか。

斎藤副会長 協働・協治の社会に向けて何かを担うというのとそれはまた別ですよね。別というか、個々の職員が一般的な政策形成能力を高めるとか、協働・協治とは別にそれを入れるかどうかですよね。

山田委員 少なくとも議員に対してそこまで言っているわけです。議員は責務とは何かという 抽象的な話じゃなくて、やれ政策形成能力を高めなさいよとか、審議を何か改善しなさいよとか と言っているので言えば、職員に対しても何かそれなりの、もう少し職務を全うしなさいじゃな くて、何かあってもいいのかなと。

宮下委員 事務局で検討した立場で言いますと、議員さんというのは権能を持っているんです。 権利を持っているんです。でも区の個々の職員には権能はありません。区長の補助機関なんです。 だからそれが独立して何かやるということがないものですから、この言葉を持ってきたというこ とです。例えば政策形成能力の向上ということなら述べられると思います。

森田会長 理屈を言えば、政策をつくる、決めるというのは正式には議会なんだと。区長と議

会なんだという議論が出てくるんでしょう。

松本委員 山田委員のおっしゃったことは本当に全く私も同感なんです。私自身もやはり協働・協治は新しいことですから、とても職員の方たち1人1人に期待していますし、この奉仕者としてというのを消しちゃったら、何か本当に当たり前のことを書いているような感じになっちゃうと思いますので、どういうふうにしたらいいかちょっと考えて、私なりにこれは1つの例ですけれども、前例にこだわらない活動ってあったり、それから何だろうな。とにかく協働・協治ということ自体が新しいわけですから、今までの仕事の仕方とは違うことを、新しいことに取り組めるというような、そういうようなイメージが条例っぽく書けるとという、その程度の意見ですみませんがよろしくお願いします。

森田会長 いかがですか。ご意見がございましたらどうぞ。

斎藤副会長 権限とか権能は持っていないというのが1つと、あといろいろな職があるわけですよね。ただそれは共通するのは専門能力ということです。

松本委員 でも、実際には政策能力というか、政策能力を発揮していただいて行政をやっていただいていると思っています。だから権能がないと言われちゃうとどうのんでしょうか。

宮下委員 それは法的な話をしているだけですよ。

松本委員 権能がないのにあんなにやっているのはすごいなと思っていますよ。

森田会長 ですから考え方としては区長が政策をつくるのを助ける。代わって政策をつくるというのが職務ですから、その職務を積極的に遂行すると言った場合には、政策能力を高めるということも、読み方としては制度上は含まれるということになるわけです。そういう形でかなり基本的なルールですから、そこのところはかなり建前の立場を貫いたという趣旨かと思いますが、全体の奉仕者もそこからきているということでしょう。

ただ、これは全体というのは、公務員全般にかかるわけですけれども、全体は何かという議論 は必ず出てくる話ですから、そこはもう少し限定すればというのは先ほどのご意見、ごもっとも だと思います。

では、よろしゅうございますか。もう時間も大分たちましたし、できればもう一度今度最終的にこの議会との調整を含めて、きょうご指摘があったようなところの文言といいましょうか、表現について修正をする必要があろうかと思いますけど、もう一ひっくり返すというのはなるべく避ける時期に来ているかなと思いますので、ここでこういうふうに直したらという提案で、フィックスできるところがあれば、そういう形でご発言いただきたいと思います。それが難しいのであれば、この部分についてはこういう趣旨を生かす、というような形でご指摘いただければと思います。

それを含めて第6章はいかがでございましょうか。

それと、もう一つ申し上げますと、多分条文にするときには、もう少し、いわゆる法律的な、

技術的なチェックが入るものですから、表現そのものについてもある程度変更といいますか、要 するに最終的に裁判にも耐えられるような表現にしなくてはならないということになります。

松本委員 少なくともその全体の奉仕者ということを削除していただきたいというのが私の意見です。

森田会長 削除ですか。

それはよろしいですか、削除することで。

山田委員 一番左側の方を訂正するのならば、協働・協治の社会の実現に向けてで、あと中ほどの、私の方の にちょっと戻って申しわけないんですが、あくまでもそのポジションというのは執行機関の方、補助機関として、例えば長の政策の実現に向けて最大限努力するとか、効率的に何かやってきましたとかそういうふうな、多分よりどころ、執行機関としての首長になりますから、首長のやりたいことをちゃんと実現するための有効な補助機関として機能しますよぐらいな話にすればいいのかなと思うんです。

森田会長 それでは、全体の奉仕者という表現は取ってよろしいということですか。

名方委員 そこ、今聞いてたんですけど、せっかく最初の議論からすると、6 - 3のところですけども、「積極的に職務を遂行します」だけではせっかく、弱いんで、いろいろな意味もあるというふうには会長がおっしゃられていたんで、例えば区の職員は、全体の奉仕者は取ったとして、「協働・協治の社会の実現に向けて積極的に職務を遂行し、常なる効率化の努力をします」とか、そのぐらいで入れてよろしいんじゃないかなと、努力をされていない方も何人か私知っておりますので、これは区民からしたら、こういうのがあれば、あなた努力していないじゃないかと逆に言えますよね。だめですかね。

森田会長 いかがですか。

斎藤副会長 そこは協働・協治の社会の実現に向けてというのである程度は読めるんじゃないかという気もします。効率一般ということになると、もう少し協働・協治そのものとは違った、この章の全体に含まれている、最小限とか効率的な経営とか、それを職員も担っているんだというのをもう一度言うということですしょうか。

山田委員 今気がついたんですけど、ほかの機関の部分では、余り協働・協治の社会の実現と 書いていないんですよ。ここだけ出ているということを言うと、逆に......。

森田会長 6 - 1 のところで執行機関では「協働・協治の推進のために」というのが入っていますが。

山田委員 例えば区長の責務で協働・協治を切って、実際の、6 - 2以下切っていますので、割と実利的な、もうそういうお題目はいいから、実利的なという感じのトーンで割と書かれているのかなということで言うと、議会もそうですけど、このフレーズを職員のところでぼんと出す必要もないのかな。もう少し整理.....。

意見はいろいろと出ましたので、あとは事務局にお任せして。

松本委員 そうですね。

須藤委員 社会の現実に向けて、要するにさっき出ていた活性化じゃないですけども、職員が そう自分を、要するに向上するということが入ればいいと思うんで、「それぞれが職務の向上に 努め、これを積極的に遂行いたします」というような文言じゃだめでしょうか。

上田委員 職員の方々が常に能力の向上に努めていただかないと、行政は効率化していかないから、そういうことはいろいろなところで求めているわけだから、職員にも求めてもいいと。

須藤委員 ですから「協働・協治の社会の現実に向けて、それぞれが職務の向上に努め、これ を積極的に遂行いたします」という。

森田会長 職務の向上というのは若干職務遂行能力の向上とかそういう形でしょうか。

いずれにしましても、最終的にもう一度文言を整理してチェックしなければいけないということですから。

この部分はそういう趣旨でということでよろしゅうございますね。では、「全体の奉仕者」というのは削除ということで。

もう時間が大分たちましたが、第7章の協働・協治はいかがでしょうか。この情報の公開第1 節、あるいは参画につきましても、かなり議論をしてきたところでございますが。

斎藤副会長 ここは中間まとめから実質内容の変更は特にありません。横長の10ページのところは特にございません。

- 森田会長 - 若干表現を修正したのは7-3の方ですか。パブリックコメントのところですね。

久住幹事 これが区民等の立場からの記述を入れたというところで変わった部分です。

松本委員 すっきりしましたね。

森田会長 ガバナンスは使いませんでしたが、パブリックコメントは、この片仮名のままでよるしいですか。

山田委員 すみません、ここの部分がちょっと引っかかっていまして、パブコメというのは、 もう手続論として確立されていますよね。ここで丸で書いてあるものの意見を表明できるとか何 かというのは、結構抽象的ないろいろな場面で意見を表明できると。例えばその策定プロセスの 中でも意見表明もというふうに、割とここでの整理が抽象的でちょっと広目なのに、タイトルが パブコメというすごく極めて制度的になっているというところはどうかなという感じがしたんで すけど。

森田会長 前のが「区の政策等への区民等の意見表明手続き」という、これまたかなりかた苦 しいタイトルですけれど。

山田委員 ですから意思の表明で、一番左側の方で、区民のそういう主体的な表明の姿勢が見 えないということを割と反映していただいて、この下線もプラスされたので非常にいいなと思っ ているんですが、これらの言っていることは、果たしてパブコメなのかと。これで結構矮小化されちゃったかなという感じがするんです。

ただし、これを裏づけるものって、今パブコメしかないということもまた厳然たる事実かなという気もして、下の方も住民投票というふうに追い込んでいたのと同じで、パブコメを入れたのかなという経緯は見えるんですが、ちょっと白丸に対してパブコメというコメントは少し悲しい感じもすると。

もっとパブコメを含めたいろいろな部分での意見の表明の場面について文京区はさらに検討し、 その拡大も考えていきたいという姿勢だとしたら、パブコメという言葉はあえて入れない方が、 もう少し抽象的な言葉のタイトルにした方がいいのかなという気がするんです。

森田会長の何かいいアイデアはございますか。

山田委員 ですから、「区民の意思の表明」でもいいのかもしれないですね。あるいは「意見の表明」とか。

森田会長 これはタイトルが「意思の表明」になっていて、中の方は「意見の表明」になって いるのですが、どうしてでしょうか。

宮下委員 これは表明する側と、それを誠実に受け取る側の両方を書いているんです。まさに そのパブコメの手続そのものを説明しているんだろうと思ったので、これは他意はないんです。 前の言い方、「区の政策等への区民等の意見表明手続き」というのは、パブリックコメントを日本語に直したんだろうと思っていました。だとしたら、この言葉はもう大分一般化しているので、元に戻してもいいかなということだったんですが。

山田委員 せっかく白丸が2つあるならば、今言ったように、もう少しパブコメという何か手 続論で、パブコメが通ればいいという話のための何か証拠づくりじゃなくて、もっと前向きに、 意見の表明ができてもいいかなという気もします。

森田会長 最初の丸を入れちゃったからおかしくなったのでしょうね。

山田委員 これはポジティブで非常にいいなとは思うんですよね。

森田会長 「区民の意見の表明」ぐらいでよろしゅうございますか。

藤原委員 この意見を表明することができますと書いてあって、こんなとこにできますなんて書かれなかったらできないのかという気も、こんなの当然だろうと思っちゃうんですが、これはここでできますなんて、形で書くよりは、むしろどういう形で意見を表明することができるように、さらに今までよりももっとどういう形でできるようになるか、例えば説明会なんかのやり方も前にちょっと意見を出したんですが、ああいう形でパブリックコメントを集めてもしょうがないでしょうという部分をもっとよくする、できるなんて当然でしょうというのがあるので、これはできますで終わっちゃうのは非常に不満なんです。

斎藤副会長 この背景があるのは2番目の丸とセットだということですね。

山田委員 パブコメがセットになっているからこうなっていて、例えば区民等は、こういった ものに対して意見を表明することに努めなければいけませんとか、努めますとかというふうに全 然違う発想で広げるというのもあるのかなと。

斎藤副会長 それはまた少し違う考え方になりますね。

山田委員 それによってよりよい政策にしていくために、政策とか計画策定に向けて、区民は 積極的に意見を表明することを努めます。

斎藤副会長 そこが各主体の責務のところでもやはり住民の責務ということで、各住民がこう いうのを負っているというのを一律に規定するのはなかなか難しいというのが議論でありました。 ここで「努める」というのは、やはりそこの議論をもう一遍しなきゃならなくなってしまうわけ です。

確かに何か意見を言うということだけでしたら、それはこれがなくても言えるわけですが、それをどう受けとめて、どういう仕組みをつくるかというのが2番目の丸とセットになっていて、それはこの条例だけでは完結しなくて、何かつくるということになります。それは意見表明というだけではなくて、2節の7-2-1の方で、「各段階への区民等の参画」というのを書いているわけですから、説明会とか公募委員の方々の今後の位置づけなどは7-2-1の方に入るんのあろうと思います。それに対していわゆるパブコメと言われていることで、それを改善していくようなものは7-3-2に入るんだろう。パブリックコメントという言葉がやや狭くて今やっているままではあまり意味がないというのであれば、区民等の意見表明として2つの丸がセットになっているのでただ言いっ放しではないと思います。何かもっと改善するのであれば制度をつくるということではないかと思いますが。

山田委員 最後の部分は撤回をします。

ただしパブコメという言葉にするのかどうか、ちょっとまた検討していただく。

名方委員 全く無知の表明なんですけど、私は初めてパブリックコメントと、ここで初めて聞いたんです。ガバナンスはちょっといろいろ知っていましたけど。ええと思って、こういうことがあるんだというふうに、これはいわゆる一般区民のレベルなんですが、そうじゃないですか。皆さん方は......。

藤原委員がっと知ってた。

松本委員 パブコメ知らなかったんですか。本当ですか。

名方委員 知らなかったです。いつごろからあるんですか、これは、こういう言葉というのは。 参考までに。

山田委員 公報縦覧みたいなやつがこういうふうな形に進化したようなものです。

名方委員 10年ぐらい。

藤原委員 あると思うんです。

名方委員 美濃部都政のときにパブリックコメントは出ていないですよね。

斎藤副会長 パブリックコメントというのを国の方でやり出したのは、ここ6、7年です。

名方委員 そうでしょう、6、7年ですよ。

藤原委員 でも、大分前からあるという感じはして.....。

名方委員 6、7年だと、それ以前にはなかったですよこんなの。

山田委員 現状から言うと、パブリックコメントは死に体なんですよ。すごく。行政の方からすれば手続論になりますし、住民の場合は特定のテーマに対しては重点パブリックして、ブラフをかけていくみたいな道具として使われて、余り建設的じゃないなというのは個人的なとこはあって、さっき言ったように努め、よりよい何か政策に対しての意見というのは、パブコメの何か改善としては求められるだろうなという気はしています。

ただし、それはちょっと文章に書くのはなかなか難しいのと、あともう一つ、斎藤先生ご指摘のとおり、前の部分でそれに近いものをフォローしていますので、そういうことで言うと重複かなと。

ただパブコメが今のままでいいのかというのは、何かここで書けないかなという気はします。 森田会長 しかし、意見を表明することができますということでも、一応の権利を認めている ことになっているわけですが。

藤原委員 ではもうちょっと言わせていただければ、意見を表明することができるのは当然なんだから、それを、パブコメというのはこの2番目の丸とセットになっているとおっしゃいましたけども、このセットじゃなくてほかのセットも考えてほしいというのはありますよね。だから区民からの意見が出たらそれに対するきちっとした回答みたいなのとあわせてでしか公表されないとか、そういう形もやはりすごい硬直のもとになっていると思うし、もうちょっと区民の中での合意形成を助けるような仕組みをつくれれば、本当にパブリックコメントが生きてくるんじゃないかという意味で、もうちょっとほかの文章にならないかなと思うんですが。

森田会長 斎藤先生いかがですか。

斎藤副会長 7-2-1との振り分けということですよね。

藤原委員 だからこの区の考え方の「区の」を消していらっしゃいますけど、じゃあこの考え 方はだれのなんだということになると、やはり合意形成の場がなければ、「区の」を消しても意 味がないような気もするんですけれども。

宮下委員 ここに書いてあることは従来やっているから非常に当たり前と受けとり方をされているかもしれませんけれども、恐らく条例の条文にこの言葉が入るというのは非常に画期的な新しいことではあります。今までありませんから。

森田会長 それは先ほど申し上げましたように、意見を表明する権利を認めるというのは、その制度をどうするかということも含め、これは大変なことにもなりかねないと思います。

藤原委員 でもこれがなかったら、もう最初の協働・協治の社会の参画なんてあり得ないじゃないですか。

宮下委員 ですから入っているわけです。だから、ここに入っていてこれで基本的な権利を認めているわけですから、それの具体的なシステム等については、どういう形でそれを実のあるものにしていくのかという問題の、最初の出発点ですから、余りここで具体的なことを規定するのは非常に難しいかなという気がしますけど。

名方委員 いや、そうですよ、僕なんかもこれがあるから、意見を言えるんだなと思いました よ。素直に。パブリックコメントを知りませんでしたから。逆に言えば。

藤原委員 それじゃあ権利のところに「意見を表明することができます」を入れてほしいよね。 宮下委員 でも、要するに、ここで書いてあるわけです。できますと。この言葉はどこに置い ても同じ効果を持っているわけですから。

藤原委員 区民の権利には入れられないですか。

斎藤副会長 抽象的なレベルで保障していて、具体的な制度は別につくるということだと思います。

森田会長 基本条例だからそういうことだというふうに理解するということでしょうか。

ですから、今のところは、区民の権利のところで言いますと、実現に参画する権利を有します というところで、広い意味で含まれるわけです。その中でそれをさらに具体化する形で意見表明 の権利を保障しているわけですし、意見聴取した場合には、それに対する公表を下で義務づけて いるという流れになるのではないでしょうか。

名方委員 いいですよ。だから、ぜひこれを入れていただければ私は。

藤原委員 結構です。

森田会長 よろしいでしょうか。

大分時間になりました。7章あとはよろしいでしょうか。住民投票は、これは随分議論してきたかと思いますし、第4節の協働・協治もよろしいでしょうか。

ほかに何か。

名方委員 意見じゃなくて、お聞きしたいんですけど、私もその3章ところをやったときに、要するに各主体のというのはぜひいいなと思ったんです。最初は。それで、それをやってくださいということで、ただそれはわかりにくいというようなことで消されたかと思うんですけど、その辺のところをもう一回説明をお聞きしたいなという。要するに、区を構成しているいろいろなメンバーがあって、それぞれの主体がそれなりに責任を持って権利を持つんだという話を書いてありましたよね。それをすべて全部消されましたよね。それはそれで言葉としてはわかるんですが、その意味について、どういうふうになっているのかなと思って。

久住幹事 用語の定義のところで各主体の定義が入れてあるんです。 7 章のところの節のとこ

るに、この各主体という言葉を入れなくても、この節の項目を、意味合いとして示すものとしては十分わかるだろうと考えました。それと各主体という言葉そのものが余り使われていないので、いろいろなところに使っていくと条例自体を身近に感じていただけないというような部分もあるので、各主体だよということで1つ1つを定義をすることの重要性と、それからわかりやすさ、身近に感じてもらえるというところのバランスをとって、この部分は削除をしたという意味です。

森田会長 この部分の多くは区民等に置きかえたということですか。そういう趣旨ですか。

久住幹事 第2節のタイトルのところですよね。

名方委員 いや、そうじゃなくて。

森田会長 中身の方ですか。

名方委員 中身の各主体の責任、最初にやったじゃないですか。

久住幹事 それは区民等という形で整理をしましたので。

名方委員 第3章のところですね。区民の権利、責務のところから詰めてありますね。第3節のところですね。非営利団体の権利、責務、それから事業者の権利、責務を区の責務......。

最初は主体主体と書いてありましたよね。そのことです。

宮下委員 要するに趣旨はわかりやすくしようということなんです。

確かに、主体とか客体という言葉は、どっちかというと学問用語であったり、哲学用語であったりするものですから、条例では余り使っていない言葉ですので、なるべく使わないで済めばその方がいいだろうという観点で整理しています。

ただ、最後の部分だけはどうにもならなくて各主体を使っているんですけど、なるべく置きか えられるものは置きかえようという方針で直しました。

松本委員 希望なんですが、7 - 4 - 3、「協働・協治推進のしくみ」ですが、これは順番を7 - 4 - 1にしていただいて、しっかりと仕組みをぱちっと先につくっていただくというイメージが欲しいなと思いますので、そう思いまして手を上げさせてもらいました。

大体この推進体制というのが、この4節になっているというのも何となく寂しい感じはしていますが、とりあえずこの仕組みというのに大変期待しておりますので、よろしくお願いします。

森田会長 これはいかがですか。

この順番でどうしても置かなければならないという必然性がなければ仕組みを強調するというなら前に持っていくということもかんがえられますが。

松本委員 最初にぼんとできると後がね。

森田会長 では、それは最初に持ってきましょうか。

大分暑さのせいかお疲れのところもありまして、大分時間もオーバーしましたので、そろそろ終わりにしたいと思いますけど、最初の前文のところも残っておりますし、途中の文言も幾つかご指摘がございました。これにつきましては、今ここでまたさらに議論を続けるというのもいか

がかと思いますので、場合によりましては、ご発言になった方は小委員会をつくってということ もあり得ますが。

藤原委員 そこまでやるまでもないですが、1つだけ、じゃあ私が提案することは、前文の第2節の、「わたしたちは守るべきもの育むべきものを確かめ」というのは、削除していただきたいと思います。

これは、実は私が書いた部分なんですが、周りにいろいろあったのがどんどんどんどん削除されてここだけ残ったんですが、これでははっきり言って意味が通じませんのでこれも取ってください。

森田会長 それはよろしいですか、ほかの方は。ぜひ残せというあれがなければ。

わかりました。できればなるべく文章を固めたところでというふうに思っておりましたけれど、やはりまだいろいろご意見が出るようですし、きょうご指摘はございませんでしたけれども、前文の一番下のパラグラフの、いわゆる条例を定めて、条例を定めますというのがくどく出てくるものですから、この辺も文章をもう少し整理した方がいいかなというふうに思っておりました。それにつきましては、それでは、私の判断ですけども、今、きょういただいたご意見はかなり趣旨ははっきりしていると思いましたので、もうちょっと用語を整理するということで、斎藤先生と私と事務局の方でやらせていただきますし、その場合に議会の方のご意見も伺うわけですから、それも何らかの形で反映した方がいい場合もあり得るかと思いますので、そういうことも含めて最終的な案についてもう一度整理をさせていただくと。これについては、またお集まりいただいて、議論をするか、夏にかかりますので、あるいはもうお送りをして、最終的にご意見をいただいて、そして場合によりましてはそこでここをこう変えるべきだという具体的にご指摘いただいたものについて最終的に整理がつかないところは、その最後のときにそこのところを確定するという形で進行させていただければというふうにも思います。

いかがでございましょう。

名方委員 結構です。

前文に対してぜひそうしていただきたいんですが、私の要望は、これは長過ぎる。こんなに要らないと思います。せいぜい2パラグラフぐらいで、なぜこの区民憲章をやるんだということをすっきり言った方がいいと思います。余計な、美しい町の文京区どうのこうのなんていうのは、余り必要ないんじゃないかという、それは書いていただいてもいいんですけど、もっと本当のエッセンスだけの前文にした方が、より前文として読むときにすっと頭に入るんではないかなと思うんで、そうしていただければと思います。

森田会長 何かこの期に及んで大変大きなご意見が出たという気もしないでもないですけども、 それも含めていかがですか。

山田委員 もう枠組みは全部お任せしますので、3つほどだけちょっと確認を。最後の機会な

んで申しわけございません。

最後の6ページ、A4で6ページ。これもすみません、今気がついた話なんですが、7-4-4というのは、区における条例の遵守の義務ですよね。これっていうのはこの条例全部にかかる話なので、果たしてこの最終の協働・協治の第7章の中の1項目として置いた方がいいのか、独立させた方がいいのかという話はないのかなというのが1点です。

あと本当に細かくて、7 - 4 - 1の各主体のという、各主体の社会資源、各主体と要るのかというのは。

それとこれで最後の最後なんですが、この前の議論を受けて、結局これは区民憲章という形で 出すのか、自治基本条例として出すのかというのだけお伺いしたいなと。

斎藤副会長 1点目については、やはり形式面で他の条例との優劣関係をつくり出すのは難しいものですから、そうすると尊重義務というのを入れると。そうすると、それはまさにその尊重義務を入れることが推進体制になるわけです。区の側で。この区役所の中で、尊重することがこの条例の推進体制。その意味でその7・4・1、2、3と。それは次元は違うかもしれませんけど。それで条文としては一番最後に持ってくることで実質上の最高法規性を示しているということです。

これだけ条文として章を立てるとかというのは少し大げさという感じがしないでもありません。 森田会長 2番目のその各主体というのは、これは検討したい。

3番目のタイトルにつきましては、ちょっと私の方も事務局と伺いましたけども、これはここで明確にこの会議としてどちらかという意見を出すのか、あるいは両方あり得るということを書いて、議会なり何なりにゆだねるのか、それはいろいろあり得るかと思います。

松本委員 区民憲章って最初からばんと言われていましたよね。区民憲章の公募委員と思いましたし、委嘱されているのは区民憲章でした。

藤原委員 でも括弧がついていました。

松本委員 やはりこれですね。この間言ったとおりです。すみません。

斎藤副会長 区民憲章で括弧で自治基本条例ということでした。

森田会長 いずれにしても、それは条例になるときには括弧をつけてそういう書き方をしない と思いますので、それは議会に選択をゆだねるという趣旨かと思います。

松本委員 そういうことです。

森田会長 わかりました。

よろしゅうございますでしょうか。

長時間にわたってありがとうございました。まだ若干議題が残っておりますので、それについてお諮りしたいと思います。

次第で言いますと4番目ですね。今後の進め方のことでございますけども、事務局の方からそ

の辺につきましてお願いいたします。

久住幹事 12月の議会で条例案として審議をしていただこうと考えておりますので、最終報告という形でいただくのが8月の下旬、もしくは最大遅くとも9月の第1週ぐらいにいただきたい。条例ですので、かなり条例としては重みがありますので、2カ月ぐらい調整だとか印刷などにかかりますので、そこの時間をいただくためにそのくらいでいただきたいというふうに考えております。

審議については今会長の方からお諮りしたとおりですので、最終のまとめについてはその時期 にいただけるようにお願いしたいと思っております。

森田会長 わかりました。

区長といいましょうか、区としてはそういうご予定で考えていらっしゃるということです。

そこで、次はいつにするかということですけども、そのいつにするかという素材を検討するためにも、以前からご要望がございました区議会議員の方との意見交換を行うということで、これは先ほど申し上げてしまいましたけども、7月27日を予定しているわけでございます。区議会議員の有志の方とこちらの方の有志の方、私も参加するつもりですけども、意見交換を行うということで、これにつきましてももう少しテクニカルな話を事務局の方からご説明をお願いします。

久住幹事 日程は今お伝えしたように27日の6時からを予定しております。会場は23階の、この1階下ですが、議会会議室を予定をしております。今森田会長からもありましたとおり、区民会議ではなく、森田会長、斎藤副会長及び区議会議員の有志の方と、それからこちらの区民会議の有志の方での意見交換という形を考えてございます。会議の性格上、当日の傍聴は予定をしてございません。出欠については後日こちらの方から確認をさせていただきたいと、そのように考えてございます。

森田会長 いろいろな形で意見交換とか、そういう相互のまさにディスカッションの場を設けるという形があったのかとは思いますが、今回に関して言いますと、私の方から声をかけて、非公式な形で意見交換を行うということでご了承いただいたということですので、そういう形でやらせていただきたいということです。

松本委員 議会の方から要望があったんですか。

森田会長 これは私の方から要望したということです。

これはきちっとした形で要望があるというよりも、両方ともお互いに何をしているかという雰囲気の中で、私の方から少しご意見を承りたいという形で投げかけたということでございます。

上田委員 議会の有志ってだれだか決まったんですか。

久住幹事 今ご報告をいただいているところですので、各会派からお1人もしくは2人程度ということです。

森田会長 どなたかということはこちらが指定するというものではないと思いますので、有志

の方を何名かご推薦というか、ご出席いただきたいということだと思います。

上田委員 いずれにしても各会派からみんな出てくるという。

森田会長 議会は議会としてのなかなか意思統一が難しいと思いますし、それができたときに は条例ができるときかと思いますので。

上田委員 与党とだけやるとかそういうのではなくてということですね。

久住幹事 いや、そういうことじゃないです。基本的に各会派から複数ご出席をいただくという形で調整しております。

森田会長 ですから、何らかの形で合意に到達するとか、意思の一致を見るとかということは必ずしも期待しておりません。双方がこういうふうに思っているということで、お互いに相手が何を考えているかを理解することによって、また、こちらの方にも参考になるであろうということで、あくまでもこの最終的な答申といいましょうか、区長にお出しするものは我々の方の責任でやるということですので。よろしゅうございますでしょうか。

菅沼委員 参考にちょっと申し上げますが、文京区の町会連合会と議会の議長と副議長、それから各派の幹事長、これを集めた会合をやるんですよ。1年に1回。そういう会合をやられたらどうでしょうかと思いますが。

森田会長 そういうものというふうに理解してよろしいのでしょうか。それは公式なものですか。

宮下委員 出席者として、必ずしも幹事長が出てくるわけではないんですが。

菅沼委員 幹事長がだめなときは副が出るんですね。

宮下委員 やはり限られた時間の中での意見交換ですから、こちらとしてお願いしたのは、とりあえず各会派みんな出ていただきたい。出る場合は2、3人ぐらいで出していただけないでしょうかということで了承いただいておりますが。それぞれ適任の方を出していただけるというふうに期待しております。

森田会長 それはどなたが出てこられるかは議会の方にお任せしているということです。

菅沼委員 やはり出てきてもらって責任持ってもらわないと困るからね。我々は行ったけどほかの人は来ていないよとかいうふうにやられたんでは困っちゃう。

森田会長 ただ、責任持ってといいましょうか、議会全体の意思が何かということよりも、む しろ意向を伺うということだと思いますので、そこは余り厳密には考えない方がいいかなとは思 っております。

松本委員 個人的には余り目的というか、必要性を感じておりませんが、とりあえず参考ということで、お話しを伺うということなのかなと思いますが。

森田会長 そうです。

ただ、我々がこれだけのものをつくったと、いいものだということを議会に理解をしていただ

く場でもあろうかと思います。

松本委員 そうなんですか。すみません。理解していませんでした。

森田会長 では、よろしゅうございますでしょうか、この件は。

次は、そうしますともう一度ご議論いただくということですけれども、これが最後になるかどうかわかりませんけれども、少なくとも次回の日程だけを決めさせていただきたいと思いますけれども。これは事務局の方からご提案はございますか。

久住幹事 27日以降という形になろうかと思いますので、8月10日か9日、その辺でいかがかなというふうには思っております。

森田会長 10日が火曜日で、9日が月曜日でございますね。

久住幹事 9、10あたりです。そうすると最後は形式的にはなろうかと思いますが、せっかく 1年近くに及びますので、最終会は皆さんで打ち上げ兼ねて、区長に答申を渡すセレモニーがいいかなというふうに思っています。そうすると、軽微な字句の修正等はあるかもしれませんけれども、そのくらいであれば暑気払いをかねて8月の終わり、もしくは9月ぐらいに日程調整を図って、セレモニーとしてできるかなと思っております。ただ、夏休みですので先生方と皆様方の日程が合えばですが。

森田会長 とりあえず8月の9日、10日はいかがでございますか。ご都合の悪い方は。

上田委員 10日がいいんですけど。

菅沼委員 10日はだめなんですけど。

森田会長 9日は。上田さん。

菅沼委員 9日もだめだ。

上田委員 9日までは東京にいないので、10日だとうれしいんですけど。

森田会長 私は10日がわからないんだな。

斎藤副会長 10日なら大丈夫ですけど。

森田会長 9日は。

斎藤副会長 9日よりも10日の方がいいですけど。

森田会長 10日はちょっと変更があったら.....9日は確実にいるんですけど。

わかりました。一応10日と。9日でよければ9日にしていただいた方が私はシュアーなんですが。

久住幹事 事前には資料はお送りいたします。

森田会長 では、9日にしていただけますか、申しわけございませんが。

久住幹事 事務局といたしましては27日が終わりまして、またご意見等いただきながら、最終的な部分につきましては事前にお送りして、9日当日配付ということではなくてということにしておきますので、ご意見等をいただきながらというふうに思ってございます。

森田会長 それでは、よろしければこれで終わりにさせていただきます。 もう特に何かございますか。よろしゅうございますか。 では、遅くまでありがとうございました。またよろしくお願いします。 「閉 会」(21:00)